

# 長崎県の地球温暖化防止対策

平成19年8月31日

長崎県環境政策課

# 長崎県の現状

## 1. 二酸化炭素削減目標

県全体の二酸化炭素排出量を基準年度比6%削減する。

- ・基準年度(1990年度(平成2年度))排出量 : 835万トン-CO<sub>2</sub>
- ・目標年度(2009年度(平成21年度))排出量 : 785万トン-CO<sub>2</sub>
- ・平成16年度排出量 : 882万トン-CO<sub>2</sub>

平成18年度に、ガイドラインに沿った部門別排出量算定システム策定。

## 2. 本県の二酸化炭素排出量の推移

# 地球温暖化対策に関する計画

## 長崎県環境基本計画

策定：平成12年1月、平成16年12月改訂

根拠法令：環境基本法、長崎県環境基本条例

内容：長崎県の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。基本計画の重点施策として「地球温暖化防止対策プロジェクト」を位置づけている。

二酸化炭素排出量削減目標

二酸化炭素排出量 平成21年度 785万トン/年)

## 長崎県内の二酸化炭素排出量見通し

## 1 二酸化炭素排出削減対策（部門別）

### 産業部門

県内主要事業者の自主的な取組を推進するため、主要事業者を対象とした説明会を開催し、削減計画策定を要請するとともに、二酸化炭素排出量の報告を求める。

また、環境マネジメントシステムの導入についても促進を図る。

- ・主要事業者説明会の開催（エネルギー管理指定工場等）
- ・主要事業者の削減計画及び排出量報告事業者数（100事業所）

### 民生業務部門

県内中小規模事業者の自主的な取組を推進するため、中小事業者を対象とした説明会を開催し、地球温暖化対策の取り組みを要請するとともに、二酸化炭素排出量の報告を求める。

- ・主要事業者説明会の開催（ISO14000認証事業所、従業員数200名以上）
- ・中小事業者の排出量報告事業所数（50事業所）
- ・キャラバン隊、街頭キャンペーン等による普及啓発

### 民生家庭部門

「長崎県ストップ温暖化レインボープラン」に基づく、県民総参加型の温暖化対策を推進する。

また、県民が地球温暖化対策に身近に取り組めるように県内全世帯にエコシートを配布するとともに、チームを作って省エネに取り組む省エネコンテスト等を実施する。

- ・エコシートの配布（56万世帯）
- ・省エネコンテストの実施（1,000世帯）
- ・テレビ等による普及啓発
- ・市町地球温暖化対策協議会の設立（15自治体）

### 運輸部門

家庭の自家用車の使用抑制を進めるため、エコシートの配布、テレビ等による普及啓発を行うとともに、アイドリングストップ、エコドライブ等の取り組みを運輸関係団体と連携して、積極的に推進する。

- ・トラック協会等の運輸関係団体との連携
- ・エコドライブの普及啓発

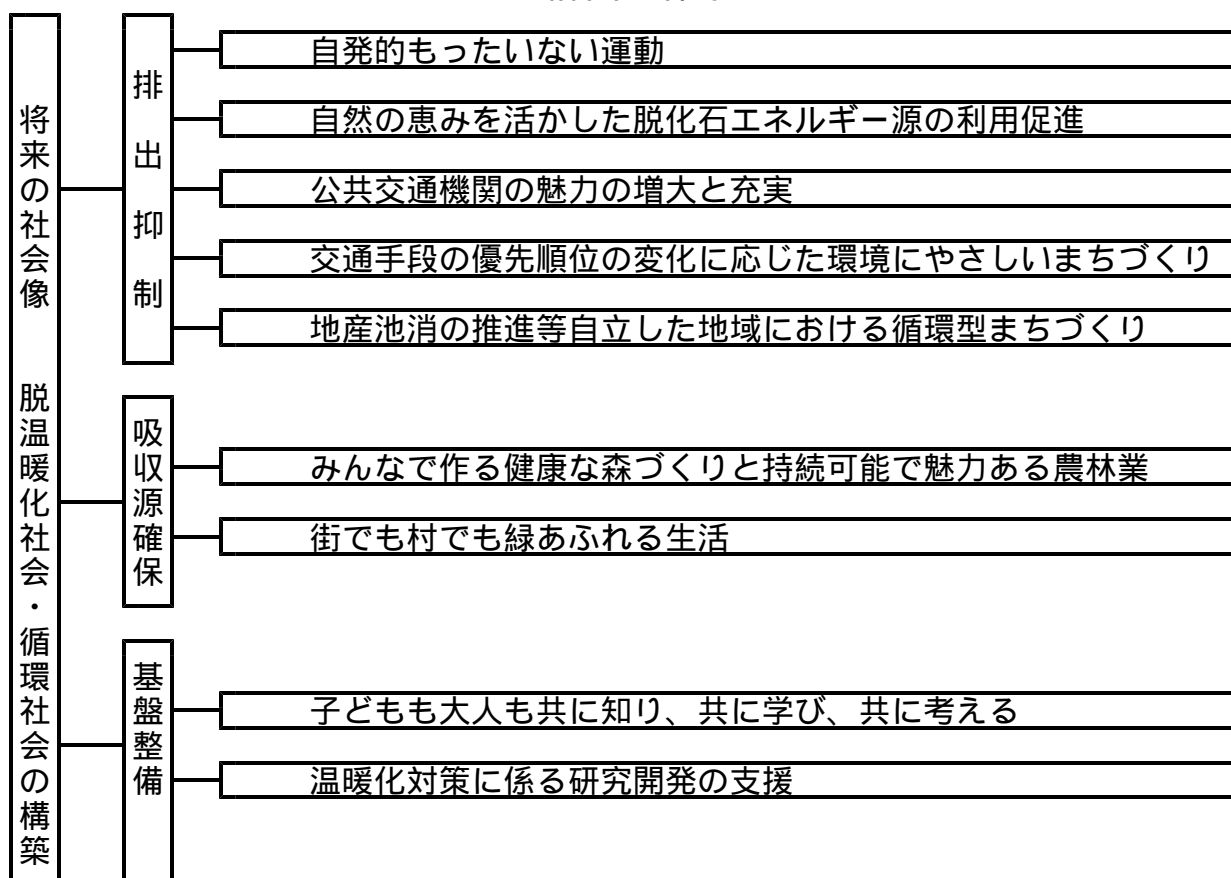
### その他

エネルギー転換部門においては、新エネルギー対策を推進するとともに、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進に向けた住民の自主的活動を促進する。

## 長崎県ストップ温暖化レインボープラン

- 1 策 定：平成18年3月、長崎県地球温暖化対策協議会により策定。
- 2 計画の趣旨：多様な主体がパートナーシップを旨としながら、主体的に地球温暖化問題に対して実施しようとする行動を宣言したもので、県民の自主的で主体的な行動提案と行政の施策との連携を図ることにより県民全体の運動として進めていくことを目指す。
- 3 計画の特徴：長崎県地球温暖化対策協議会において各委員から提案された取組のうち、計画の趣旨に沿うものを整理した民間主導の計画。
- 4 計画の推進：毎年度、各構成団体等が自らの取組を宣言した実践計画を策定し、協議会においてその進行管理を実施します。また、計画を広く県民、事業者等に周知し、計画をひとつの手本として地域の実情に応じた取組の展開を図る。

### 計画の体系



# 推進団体等

## 長崎県地球温暖化対策協議会

1 設立年月日：平成16年12月22日

2 地球温暖化対策の推進に関する法律 第26条

3 構成

会長 長崎大学環境科学部 早瀬 隆司教授

委員 事業者16、消費者・市民団体等5、森林関係団体4、学識者等5、  
行政6、一般委員16 の計52名

4 目的

県民、事業者等あらゆる主体が自ら考え、自ら行動することを基本として、幅広いアイデアの集約及び課題の検討などお行い、各主体が共有できる目標を設定して施策を実行する。

5 活動内容

長崎県ストップ温暖化レインボープランの策定

長崎県ストップ温暖化レインボープランに基づく、各構成団体等の取組状況の進行管理

専門部会による地球温暖化対策の課題等の検討

(平成19年度：地域協議会支援部会)

「第2回長崎県もったいない運動推進大会」の開催(佐世保市)

地球温暖化対策等の普及啓発

- ・6月の環境月間街頭キャンペーンにブースを出展する。
- ・地球温暖化防止に向けたキャラバン活動を県内10地区で実施する。
- ・12月の地球温暖化防止月間で街頭キャンペーンを実施する。

## 長崎県地球温暖化防止活動推進センター

- 1 指定年月日：平成16年2月20日
- 2 指定の根拠：地球温暖化対策の推進に関する法律 第24条
- 3 指定機関：NPO法人 環境カウンセリング協会長崎
- 4 センターの役割  
県、地球温暖化防止活動推進員等と連携・協働し、地球温暖化対策に関する普及啓発事業を実施する。
- 5 活動内容  
県の委託事業  
地域学習会支援業務  
・推進員が行う地域学習会の支援として、資料の送付や講師の派遣等を実施する。  
推進員研修会の開催  
・推進員研修会を開催し、推進員の資質の向上と地域での活動の参考となる事例紹介等を実施する。(県内5地区で開催)  
推進員交流会(体験学習会)の開催  
・推進員全体交流会の開催し、推進員の情報交換と一般県民との交流を推進する。  
環境ポスターの募集、展示  
・県内の小中学生を対象に環境保全に関するポスターを募集し、優秀作品を県内のデパートで展示する。  
温暖化防止キャラバン実施  
・温暖化対策協議会、市町協議会、温暖化防止活動推進員、関係団体等によるキャラバン隊を組織し、県内10地区で温暖化防止のキャラバン活動を実施する。  
温暖化防止キャンペーン実施  
・12月の地球温暖化防止月間に温暖化対策協議会、温暖化防止推進員、関係団体等による街頭キャンペーンを実施する。  
  
センターの事業  
ながさきオフィスエコクラブ  
「不都合な真実」招致委員会  
一村一品知恵の環づくり(全国センター委託)  
省エネセミナー・交流会(九州経済産業局)

# 長崎県地球温暖化防止活動推進員

## 1 委嘱期間及び人数

地区名	平成14年3月1日～	平成18年6月13日～
長崎市	1	14
佐世保市	1	16
西彼保健所地区	1	9
県央保健所地区	1	16
県南保健所地区	1	13
県北保健所地区	1	12
五島保健所地区	1	5
上五島保健所地区	1	4
壱岐保健所地区	1	6
対馬保健所地区	1	7
計	10	102

## 2 委嘱の根拠：地球温暖化対策の推進に関する法律 第23条

## 3 推進員の役割

地域住民への情報提供や地域学習会の開催など地域の核となって普及啓発活動を行い、地球温暖化対策を推進する。

## 4 推進員の活動内容

自らの資質の向上

- ・県が主催する推進員研修会（センター委託）に参加する。
- ・「自発的もったいない運動」推進大会に参加する。
- ・国や環境団体等が主催する研修会やシンポジウム等に参加する。
- ・推進員間の情報交換や関係機関等からの情報収集を行う。

地域住民への情報提供及び地域との連携

- ・地区の集会や公民館活動等での講話やチラシの配布等行う。
- ・地域の環境保全活動を支援する。
- ・学校や企業との連携による地域環境保全活動を推進する。

# 平成19年度の取組

## 地球温暖化対策協議会の運営

### 1 専門部会での協議

地域協議会支援部会：地域協議会の設立に向けた課題の整理及び問題の解決方法について協議する。。

### 2 実践計画の進行管理

県民、事業者、民間団体等の各主体が年度ごとに「実践計画」を策定し、自らの取組を宣言、実践し、その結果を自ら評価し、協議会で進行管理する。

平成18年度宣言数 292 取組（達成：235、一部達成：41、未達成16）

### 3 協議会ホームページの運営

- ・協議会での協議内容や活動状況を公表する。
- ・広く県民の提案や意見を聞き、協議会運営に反映する。
- ・他の関係活動団体等とのネットワークの構築を進める。

## 自発的もったいない運動

### 1 「第2回長崎県もったいない運動推進大会」の開催

県民や事業者が地球温暖化防止に関心を持ち、さらに、行動につなげるきっかけづくりを目的とした推進大会を開催する。

- ・開催日時：平成19年11月18日（日）
- ・開催場所：佐世保市 長崎国際大学
- ・参加者：約600名
- ・内容

優秀団体等の紹介

基調講演

活動事例発表

### 2 「ストップ温暖化 省エネコンテスト」

5世帯以上のチームで電気使用量の削減にチャレンジ（夏・冬）

- ・夏 参加チーム数：98 参加世帯数：634

### 3 「長崎県もったいない運動」参加団体の拡大

- ・「自発的もったいない運動」を県民運動として展開するため、地域の活動母体となる自治会、婦人会、子ども会などに運動への参加を宣言していただき、それぞれが連携して活動の輪を広げる。
- ・県内の主要事業者、エコショップ等に参加をお願いし、県民、事業者、行政が一体となった取り組みを推進する。

## みんなで止めよう温暖化推進事業

増加する民生部門の二酸化炭素排出量の削減するため、住民参加型の普及啓発事業を展開する。

### エコシートの作成、配布

家庭で電気使用量などの節約を評価できるシートを作成・配布し、取組を促進する。

### 統一標語・シンボルマークの募集

温暖化対策の統一標語・シンボルマークを広く募集し、温暖化防止の意識の定着を図る。

### 温暖化防止キャラバン、街頭キャンペーンの開催

### 啓発グッズの作成

### 省エネコンテストの実施

### テレビスポット、新聞広告による広報啓発

## 環境月間キャンペーン

毎年、6月の環境月間中に県内各地で空き缶回収や不法投棄パトロールなどのキャンペーンを実施する。

平成19年度は、長崎市と共催で街頭キャンペーンを実施した。

- ・開催日時：平成19年6月2日（土）
- ・開催場所：長崎市浜の町ベルナード観光通り
- ・参加団体：環境活動団体、行政等24団体

## 地球温暖化防止月間キャンペーン

12月の地球温暖化防止月間に、地球温暖化対策協議会、地球温暖化防止活動推進センター、推進員、行政等が連携して街頭キャンペーンを実施する。

各事業所でも、温暖化防止対策の強化をお願いします。



(実績)

	平成15年度 実績	平成18年度 実績	増 減	増減率	平成17年度 実績	H18実績 - H17実績	H17 H18 増減率
二酸化炭素 排出量	69,918ト	65,271ト	4,647ト	6.6%	67,602ト	2,331ト	3.4%
燃料関係	39,172ト	35,675ト	3,497ト	8.9%	37,270ト	1,595	4.3%
電気関係	30,746ト	29,596ト	1,150ト	3.7%	30,332ト	736	2.4%

## 2 環境物品等調達方針の作成、実行

- ・リサイクル製品など環境にやさしい物品の調達を推進する。
- ・平成19年度：17分野、201品目

## 3 環境アドバイザー派遣事業

地域で環境保全活動に取り組み団体等の要請に応じて、県が登録している専門家を講師として派遣する。

また、アドバイザーを県のホームページで紹介する。

登録アドバイザー：H19年度 19分野 54名

派遣回数：H17年度 28回 H18年度 50回